



国民健康保険 特集号



あなたの保険税が
みんなの国保を
支えています



平成28年度 国民健康保険税のしくみが変わります

① 資産割・平等割の廃止

▶資産・世帯状況の変化に対応して、資産割と平等割を廃止します。

② 税率等の変更

▶適正な医療分・後期分・介護分の割合に近づけます。

③ 賦課限度額の引き上げ

▶国の定める上限額に近づけるため、市の限度額を引き上げます。

④ 軽減制度の拡充

▶保険税負担が困難となる所得の少ない世帯の軽減制度を拡充します。

草加市内で国民健康保険に加入している世帯の、一世帯当たりの平均人数をご存じですか？

実は、一世帯あたり約1.7人！

昔のような大人数の世帯は少数派なのです。

この改正は、単身世帯や2人世帯が増えていることなど、草加市の現状に合わせたものになっています。

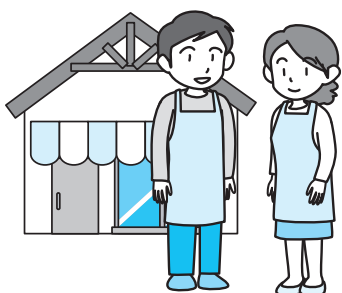
また、軽減の対象が広がる一方で、所得の多い世帯等には応分の負担をお願いしています。

国保はみなさまの助け合いにより、「健康」と「いざというときの安心」を守り支えていますので、ご協力をお願いします。



※変更後の計算方法と軽減制度の内容は、4ページ目を確認してください。

変更例



- ★2人世帯（30代）
- ★主な収入（営業所得） 年間200万円
- ★固定資産税 年間10万円

※国民健康保険税の算出税額は、世帯構成や所得額等により異なり、増額となる場合もあります。

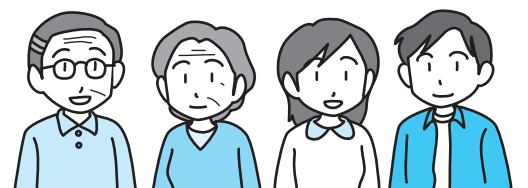
平成27年度の計算方法
年間税額：22万3200円

平成28年度の計算方法
年間税額：21万8100円

年間5100円減額

草加市では、被保険者数2人以下の世帯が約85%を占めています。

今回の改正で、国保加入世帯全体のうち、約70%の世帯で保険税が減額になると見込んでいます。



【その他国民健康保険の内容は、以下のページを参考にしてください】

- ◆国保に入るとき、やめるときなど・・・2ページ上段
- ◆医療費が高額になったとき・・・3ページ

- ◆国保で受けられる給付・・・2ページ下段
- ◆保険税の納め方など・・・4ページ

国保に入るとき・やめるとき

市役所保険年金課、またはサービスセンターで手続きが必要です。
本人確認書類(運転免許証・パスポート等)と、個人番号のわかるもの(通知カード・個人番号カード等)を用意のうえ、次の表で該当するものと併せて届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、出生を証明するもの
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が入るとき	在留カード、パスポート
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の保険証 (後者が未交付の場合は、入ったことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の加入者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書

その他、こんなときは届け出が必要です。
(例)・住所や氏名が変わったとき
・保険証を失くしたり、汚れて使えなくなったとき

入る届け出が遅れると…

保険税は、届け出をした月からではなく、国保に入らなければならない月から課税されます。届け出が遅れると、その時点までさかのぼって納めることになります。

やめる届け出が遅れると…

やめる届け出が遅れると、届け出が出されるまで国保に入っているとみなされ、職場の健康保険の保険料と二重に納めてしまうこともあります。

国保の加入は世帯ごとです

国保は世帯ごとに入り、世帯主がまとめて届け出や保険税の納付などをしますが、保険証は、世帯の一人ひとりに対して交付されます。

国保で受けられる給付

いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

下表のような場合は申請し、審査で決定すれば自己負担分などを除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

主な例	申請に必要なもの	診療内容の明細書	医師の診断書(同意書)	出入国日が確認できるもの(パスポート等)
急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	申請に必要なもの(共通) ・保険証・領収証・世帯主の印かん・世帯主の預貯金通帳 ・個人番号のわかるもの(通知カード・個人番号カード等) ・本人確認書類(運転免許証・パスポート等)	○		
コルセットなどの治療用装具を購入したとき			○	
自費で柔道整復師・はりきゅう・マッサージの施術を受けたとき		○	○ (柔道整復は不要)	
国外で診療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)※外国語のものは日本語訳も添付		○		○

※柔道整復は急性または亜急性の外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉ばなれ等)、骨折・脱臼(応急処置および医師の同意を得ているもの)に限ります。

申請に必要なもの(共通)
・保険証・領収証・世帯主の印かん・世帯主の預貯金通帳
・個人番号のわかるもの(通知カード・個人番号カード等)
・本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

出産したとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度※・受取代理制度※)。妊娠85日以降であれば死産・流産でも支給されます。支給額は42万円(または40万4000円)です。なお、出産の翌日から2年を過ぎると支給されません。
※上記制度を利用しない、または利用しても出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、申請により出産育児一時金の全額または差額が世帯主に支給されます。

申請に必要なもの
・保険証
・世帯主の預貯金通帳
・領収書(または出産費用明細書等)
・直接支払制度利用確認書(国内出産の場合)

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一定の自己負担で医療を受けることができます。

義務教育
就学前まで



医療費の **2割**

※義務教育就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。

義務教育就学後
70歳未満



医療費の **3割**

70歳以上
75歳未満



医療費の **2割**
現役並みの所得者は **3割**

※昭和19年4月1日以前に生まれた人は、特例措置により「1割」になります。

70歳以上75歳未満の人

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人は当月)から、所得などに応じて自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付され、毎年8月に前年中の所得などに応じて、自己負担割合を見直します。

平成26年8月から保険証と高齢受給者証は一体化しているため、お医者さんなどにかかるときは、一体化した「保険証兼高齢受給者証」を提示してください。

保険証・高齢受給者証の更新

保険証(70歳以上75歳未満の人は「保険証兼高齢受給者証」)は、毎年8月1日に更新されます。そのため、新しい保険証(保険証兼高齢受給者証)を、7月下旬に郵送します。

安心してお医者さんにかかる制度や健康づくりを応援する制度があります

亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費5万円が支給されます。なお、葬儀をした日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

申請に必要なもの
・保険証
・葬儀の領収書等(亡くなった人と喪主が別世帯の場合のみ)
・喪主の預貯金通帳

人間ドック・脳ドックを受診したとき

以下の要件をすべて満たす被保険者に対して、人間ドック・脳ドックのいずれかの検査料を1年度に1回助成します。金額は消費税抜き検査料の7割(100円未満切り捨て、上限2万円)です。なお、受診日の翌日から2年を過ぎると支給されません。



助成要件

- ・受診日現在で草加市国保に1年以上継続して加入している満35歳以上の人
- ・申請日現在で保険税を完納している世帯の人

申請に必要なもの
・保険証
・世帯主の預貯金通帳
・人間(脳)ドックと記載された領収書

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者(加害者)の行為でけがをした場合でも、届け出をすれば国保が使えます(ただし、仕事や通勤途中を除く)。なお、届け出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなります。国保を使う場合は、必ず事前に相談してください。

医療費が高額になったとき（高額療養費の支給）

同じ月内の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えて支払った分が高額療養費として支給されます。
該当した世帯には、診療月の約3か月後に支給勧奨通知を送付します。

自己負担限度額（月額） ※ 歴月（月の1日～末日）ごとの計算

●70歳未満の人の場合

- ①各医療機関ごとに別計算
- ②同じ医療機関でも、外来と入院は別計算
- ③2万1000円以上支払った医療機関が複数ある場合は合算

所得区分		3回目まで	※4回目以降
ア	基準総所得額	25万2600円+	14万100円
	901万円超または未申告者	(医療費の総額-84万2000円)×1%	
イ	基準総所得額	16万7400円+	9万3000円
	600万円超～901万円以下	(医療費の総額-55万8000円)×1%	
ウ	基準総所得額	8万100円+	4万4400円
	210万円超～600万円以下	(医療費の総額-26万7000円)×1%	
エ	基準総所得額210万円以下	5万7600円	4万4400円
オ	市県民税均等割非課税世帯	3万5400円	2万4600円

所得区分について

○上位所得者（ア・イ）

すべての国保被保険者の基準総所得額の合計が600万円を超える世帯。
また、所得を申告していない人がいる世帯も上位所得とみなされます。

○現役並み所得者

同一世帯に市民税・県民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる世帯。
ただし、収入額等によっては「一般」の区分になります。

○市民税・県民税均等割非課税世帯（オ）

同一世帯の擬制世帯主を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税の世帯。

○低所得者Ⅱ

70歳以上75歳未満で、同一世帯の擬制世帯主を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税の世帯（低所得者Ⅰ以外）。

○低所得者Ⅰ

70歳以上75歳未満で、同一世帯の擬制世帯主を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万として計算）を差し引いたときに0円となる世帯。

○一般世帯（ウ、エ、一般）

上記以外の世帯。

※基準総所得額とは…

総所得金額（給与所得や事業所得等の合計金額）、土地の譲渡等にかかる所得から、基礎控除額（33万円）を引いた金額です。

※擬制世帯主とは…

国保被保険者ではない世帯主。

平成28年4月から入院したときの 食事代が変わりました

市民税・県民税課税世帯の人は、入院時の食事代の自己負担額が1食あたり260円から360円に変わりました。

※市民税・県民税非課税世帯の人（オ・低所得者Ⅱ・Ⅰ）、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者、平成28年3月31日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している人は変わりません。

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

所得区分		標準負担額
下記以外（市民税・県民税課税世帯）		360円（4月1日から）
オ 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円（変更なし）
	過去12カ月で90日を超える入院があったとき	160円（変更なし）
低所得者Ⅰ		100円（変更なし）

特定健診を 受診しましょう！

~~~~~ 特定健診は生活習慣病の重症化予防に着目した健康診断です ~~~~~

- ・対象者：草加市国民健康保険加入の40歳から75歳未満の人
- ・自己負担額：1200円
- ・受診期間：平成28年6月1日（水）～12月16日（金）
- ※受診券は5月下旬に送付します。詳しい内容については受診券を参照してください。

●70歳以上75歳未満の人の場合

- ①医療機関の区別なく合算
- ②外来は個人ごと、入院を含む場合は世帯で合算

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	4万4400円	8万100円+ (医療費の総額-26万7000円)×1% ※4回目以降 4万4400円
一般	1万2000円	4万4400円
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ	8000円	1万5000円

※4回目以降とは、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合の4回目以降の限度額です。



計算方法の注意点

- ①1か月ごとの計算です。
- ②入院中の差額ベッド代、食事代、保険適用外の医療行為は対象外です。
- ③70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合でも、合算できます。

申請方法

（1）高額療養費支給勧奨通知に同封する申請書を提出。

該当した世帯には、診療月の約3か月後に支給勧奨通知を郵送しますので、申請書を郵送または窓口へ提出してください。
申請した月の翌月末に支給されます。

（2）高額療養費事前申請書と領収書を提出。

事前申請には、医療機関に支払った領収書、世帯主の預貯金通帳、印かんが必要です。診療月の約3か月後の月末に支給されます。

※ただし、医療機関や審査機関との調整等で勧奨通知の送付や支給が遅れる場合があります。
※診療月の翌月1日から2年を過ぎると時効により支給されません。

「限度額適用認定証」と「保険証兼高齢受給者証」 で高額な医療費の窓口負担を軽減

70歳未満の人は「①限度額適用認定証」、70歳以上75歳未満の人は「②保険証兼高齢受給者証」を医療機関の窓口で提示することにより、1か月の支払いが自己負担限度額までになります。

70歳以上75歳未満の人で、市民税・県民税均等割非課税の世帯は、さらに自己負担額が減額になる「③限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

①と③は申請月の初日から有効です。医療費が高額になることが予想される場合は事前に保険年金課窓口で申請してください。

ただし、次の場合はいったん窓口での支払いが生じます。

- ・①2万1000円以上を支払った医療機関が複数あり、合算金額が限度額を超える場合
- ・②③1医療機関で限度額を超えない場合



なお、上記の際に合算して限度額を超えた場合には受診月から約3か月後に支給勧奨通知を送付します。

※①は国民健康保険税を滞納していると交付されません。
保険年金課へ相談してください。

※70歳以上75歳未満の人の場合、③の申請が必要となるのは、非課税世帯（低所得者Ⅱ・Ⅰ）の人のみです。現役並み・一般区分の人は、保険証兼高齢受給者証を医療機関に提示することで、自己負担限度額までの支払いになりますので、限度額適用認定証の申請は不要です。

申請に必要なもの

・保険証・世帯主の印かん・個人番号のわかるもの（通知カード・個人番号カード）・本人確認書類（運転免許証・パスポート等）※平成27年以降に転入した人は課税（非課税）証明書があるとすみやかに手続きができます。

お問い合わせ先 保険年金課保険給付係 ☎922・1593 FAX922・3178

平成28年度の国民健康保険税(保険税)は次のとおりです。

〈**保険税の決まり方**〉 下表各欄で加入者ごとに算出した金額の合計＝1年間の保険税額（100円未満切り捨て）

改正前			
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	基準総所得金額 ×8.4%	基準総所得金額 ×1.5%	基準総所得金額 ×1.1%
資産割	固定資産税額 ×10%	—	—
均等割	1万4000円	3000円	6900円
平等割	1万4000円	—	—
限度額	50万円	13万円	10万円

改正後			
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	基準総所得金額 ×7.7%	基準総所得金額 ×1.8%	基準総所得金額 ×1.5%
資産割	廃止	—	—
均等割	2万3800円	6000円	6400円
平等割	廃止	—	—
限度額	51万円	14万円	12万円

※医療給付費分・後期高齢者支援金分は、国保加入者全員が課税対象です。介護納付金分は、40歳～64歳の人のみ課税対象です。
※所得割欄に記載の基準総所得金額とは、平成27年中の総所得金額から基礎控除33万円を差し引いた金額です。
※均等割欄に記載の金額は、一人あたりの基本税額です。

保険税の軽減

所得の少ない世帯

世帯主と被保険者の平成27年中の総所得金額の合計が一定基準以下の場合は、均等割額が軽減されます（所得未申告の人がいると軽減の適用ができません）。

改正前		
	6割軽減	4割軽減
被保険者1人	33万円以下	59万円以下
被保険者2人		85万円以下
被保険者3人		111万円以下

※4割軽減の合計総所得金額は、33万円に被保険者1人につき26万円ずつ加算。

改正後			
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者1人	33万円以下	59万5000円以下	81万円以下
被保険者2人		86万円以下	129万円以下
被保険者3人		112万5000円以下	177万円以下

※5割軽減の合計総所得金額は、33万円に被保険者1人につき26万5000円ずつ加算。
※2割軽減の合計総所得金額は、33万円に被保険者1人につき48万円ずつ加算。

特例対象被保険者（非自発的失業者）

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の保険税は、前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。

対象者

- ①非自発的失業者
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、次のいずれかにあてはまる人（離職理由コード：11・12・21・22・31・32・23・33・34）
- ③離職日時点で65歳未満の人

※対象期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。

※この軽減を受けるためには、申請が必要です。雇用保険受給資格者証をお持ちください。

社保から後期高齢者医療制度に移行する世帯

対象者が後期高齢者医療制度に移行した時点で、その被扶養者となっていた人が65歳以上の場合、次のとおり軽減されます。

軽減対象	軽減内容
所得割	負担はありません
均等割	2分の1（軽減なし又は2割軽減の世帯のみ）

※この軽減を受けるためには、申請が必要です。

ご相談ください

医療費の一部負担金の支払いにお困りのとき

震災、風水害、その他特別の事情により、医療費の一部負担金の支払いにお困りのときは、申請により減免が認められることがあります。

保険税を納めるのが困難なとき

保険税の納付が困難なときは、納付方法の相談を市役所納税課で受け付けています。また、災害、その他の特別の事情がある場合、市役所保険年金課での申請により保険税の減免が認められることがあります。

保険税の納め方

納付書または口座振替（普通徴収）

保険税は、国保の資格が発生した月の分から納めます。

加入の届出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります。さかのぼって納める際は、一括納付になることもあります。

保険税を納める義務は世帯主にあります。

世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも被保険者がいれば、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

保険税は通常、年間税額を9期（6月から翌年2月まで）に分割して納めますが、年度の途中で加入の届け出があった場合は、残りの期別で納めることになります。

届出の時期	納税通知書の送付時期	納付期別
平成28年5月中 または既に加期中	平成28年6月中旬	9期
平成28年6月以降	手続をした翌月中旬	通知書発送月 ～翌年2月までの各期

※納付書は、期限内であればコンビニエンスストアでも利用できます。

※口座振替による納付については、下段を参照してください。

年金からの天引き（特別徴収）

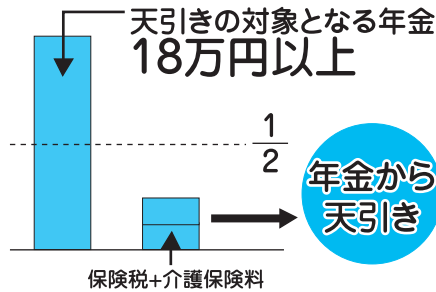
次の全てにあてはまる場合、年6回の年金支給の際に、あらかじめ受給額から保険税が天引き（徴収）されます。

対象要件

- ①国保被保険者（世帯主含む）全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②天引きの対象となる年金（老齢基礎年金等）が年額18万円以上で、保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えないこと

※上記にあてはまらない場合や、世帯主が75歳を迎える年度は、普通徴収になります。

※年金天引きの世帯でも、保険税の滞納がなければ、申し出により口座振替による納付に変更が可能です。



保険税の納付は口座振替が便利です！

保険税の納付を口座振替にすると、払い込みに行く手間が省け、納め忘れもありません。また、一度手続すれば翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。

市役所保険年金課及びサービスセンターでは、キャッシュカードで簡単に申し込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。

手続きに必要なもの

来庁者本人のキャッシュカード・本人確認ができるもの

※一部、利用できない金融機関やカードがあります。

※納税通知書についている口座振替依頼書を使用する場合は、預金通帳・通帳の届出印を持参して、金融機関へ申し込んでください。

お問い合わせ先 保険年金課保険税係 ☎922・1592 FAX922・3178